

石川県鍼灸師会報 '20.12 第15号

いしかわけんしんきゅうしかいほう

公益社団法人石川県鍼灸師会

臨時号



写真：「令和2年度 県民公開講座 集合写真」
令和2年11月22日（日）

〈 目次 〉

1. 石鍼会トピックス 令和2年12月号
2. 広報・普及部の活動
あとがき

1. 石鍼会トピックス 令和2年12月号

★新型コロナウイルスに関する日本鍼灸師会からのお知らせ

日本鍼灸師会危機管理委員会から次のようなお知らせが有りましたので、会員にお知らせいたします。メール登録会員にはすでに連絡済みです。

「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」 および「感染防止ガイドライン」の改訂について

危機管理委員会では、そのような状況下において、安全に治療院を運営していくために「新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策」および「感染防止ガイドライン」を発出していますが、これから寒冷期を迎えることも鑑み、このたび改訂を行いました。主な改訂点は、

- ・古い参照データやリンクを改新しました。
- ・疑い例の定義等を削除しました。
- ・寒冷期に対応するため、換気等についての項目を追加しました。

☆新型コロナウイルス感染症に対する対応と院内感染対策（第六版）

公益社団法人日本鍼灸師会危機管理委員会
令和2年11月25日 改訂

1. はじめに

世界保健機関（WHO）の緊急委員会は、1月31日未明（日本時間）、中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC: Public Health Emergency of International Concern）」に該当すると発表した。

その後、全世界的かつ急激な勢いで感染者数が増加し、欧米では医療崩壊の危機を招き、我が国でも4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が発令され、現在も感染拡大の第3波と呼ばれるような患者数の増加傾向を示し、予断を許さない状況が続いている。

以下の内容については国立感染症研究所 感染症疫学センター 国立国際医療研究センター 国際感染症センターから発出、6月2日に改訂された「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」、5月7日に一般社団法人日本環境感染学会から発出された「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第3版」、9月4日に厚生労働省から発出した「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き 第3版」国立感染症研究所から5月29日に発出された「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」を基に作成しており、今後最新の情報を基に変更されることがある。

2. 待合室、問診・移動時、施術室での感染対策

①外来受診する患者と付き添い者には、入り口付近で検温を行い、咳嗽などの呼吸器症状がないかを確認することが望ましい。また、症状の有無にかかわらずマスクの着用を促す。

②待合室および施術室では、患者同士が一定の距離を保てるように座席位置、来院時間などを調整し、濃厚接触とならないように配慮する。スタッフは患者に接する際にサージカルマスクを含めた標準予防策（※）を徹底する。また、対面で問診・施術を行う場合は、マスクに加えゴーグルやフェイスガードの使用が望ましい。

※標準予防策参考リンク

https://www2.huhp.hokudai.ac.jp/~ict-w/kansen/2.01_hyoujunyobousaku.pdf

③待合室および施術室内の整備と対策

●受付のカウンター上に待合室と仕切る透明ビニールを垂らすかアクリルのパーティションを置く。

●院内全域の換気を行う。

●待合室の椅子を離して設置する。

●できるだけ物を片付け、消毒液を含むクロスや紙で拭きやすくしておく。

●患者が触れやすいドアノブ、便座、流しハンドルなどは定期的に清拭する。

※その他、危機管理委員会発出「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」を参照。

3. 新型コロナウイルス疑い例の鑑別

《新型コロナウイルス感染症を疑う症状》

①感冒様症状・・・発熱・咳・咽頭痛・鼻汁・鼻閉・頭痛・関節痛・筋肉痛

②肺炎症状・・・全身倦怠感・呼吸困難

③消化器症状・・・下痢・嘔気・嘔吐

④その他の症状・・・味覚・嗅覚障害・眼痛・結膜の充血

※必ず予診を行い、上記症状を総合的に判断し、スクリーニングを行うことが望ましい。

《濃厚接触者の定義》

●「濃厚接触者」と「患者（確定例）」の感染可能期間(*1)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等、個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

*参考リンク NIID 国立感染症研究所 Q&A

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9582-2019-ncov-02-qa.html>

4. 前記の疑い例に遭遇した場合、施術はおこなわず、速やかに最寄りの保健所への電話相談、または専門医療機関への電話相談後の受診を勧める。

《帰国者・接触者相談センター等に相談する目安》(5月8日時

●少なくとも以下のいずれかに該当する場合。

☆息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ず相談。)

※厚生労働省の電話相談窓口(コールセンター)

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

※各都道府県の新型コロナウイルスに関するお知らせ・電話相談窓口

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

5. 施術所で新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合における対応について

- 施術所において新型コロナウイルス感染症陽性者(患者、施術者)が発生した場合、保健所等の指導の下で消毒等を行うまでは、施設の使用を自主的に制限する。ただし、陽性者の動線上ではないところや感染リスクが低い部分については、使用を継続することができる。
- 施術所の管理者が標準予防策(サージカルマスクの着用及び手指衛生)を徹底している場合は、自主的な就業制限などを行う必要はないが、感染者の施術に携わった者には、毎日検温の実施、健康管理の強化、保健所等と十分な協議を行うこととする。
- 上記に該当しない場合は、保健所等の指導に従って消毒等を行い、濃厚接触者について必要があれば検査を行う。また、2週間を目途に休業することが望まれる。

6. 院内の消毒について

●院内においては、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。詳細については、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」等を参考にする。

※医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第3版

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide3.pdf

●高齢者施設、不特定多数が利用する施設内、自宅等において、患者が発生した際、大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。

●新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム（1,000ppm）、またはアルコール（70%）

による清拭を毎日実施することを推奨する。急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、その都度清拭する。体液、血液等が付着した箇所の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（SARSやMERSの箇所）を参照すること。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf>

●症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要である。

●その他、消毒方法については厚生労働省 HP「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」を参照。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

7. 高濃度エタノール製品の使用について

手指消毒用エタノールの供給が不足していることから、やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を代替とすることは差し支えないが、以下の要件を満たすものに限る。

- ① アルコール事業法に規定する特定アルコールを取り扱う既存の事業者又は同法に規定する許可事業者から購入したアルコールを用いること。
- ② エタノール濃度が原則 70～83vol%の範囲内であること。高濃度のものは精製水等で同範囲に薄めて使用すること。
- ③ 含有成分に、~~メタノール~~が含まれないものであること。
- ④ 医薬品医療機器等法に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造・販売等について同法による規制を受けないこと。
- ⑤ 容器の清浄度に配慮するなど、衛生的な管理に努めること。
- ⑥ 購入製品がこれらの要件を満たすことを当該事業者を確認すること。

※ご使用の際は、要件に十分注意し理解したうえでご使用ください。

また、類似品として「高濃度」ではなく「工業用」もあり、有害な「メタノール」を含んでいるものがあります。大変危険ですのでご注意ください。

《参考》「次亜塩素酸ナトリウム」と「次亜塩素酸水」の違いについて

- 次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる漂白剤）
 - ・薄めても「次亜塩素酸水」にはならず、~~大体には使用不可。~~
 - ・洗面所、浴室、ドアノブなど施設の物を消毒する際に使用可能。
 - ・次亜塩素酸ナトリウムを 0.05%に水で薄めたものであれば清拭する消毒液として有効である。※ゴム手袋などを着用し、換気も必要。
- 次亜塩素酸水（濃度・pHの調整が難しく、自作では安全の保障ができない）
 - ・人体への使用は安全性が保障されていない。
 - ・使用する際は十分な量で消毒したいモノの表面をヒタヒタに濡らし、拭き取る。
 - ・ただし、~~使用箇所の事前の洗浄が必須。~~手指消毒では、手洗いした後に使用しなければ、汚れなどが残っているところでは殺菌能力が無効化されてしまう。

・非常に不安定な化学物質であり、開封後は早めに使い切ることを心がける

※新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（一覧）

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/shodoku_jokin.pdf

8. 寒冷地および寒冷地における対策について

①寒冷環境における換気の実施

●機械換気による常時換気を行う。

●機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時窓開け（室温は18℃以上が目安）

●連続した部屋等を用いた2段階の換気（使用していない部屋の窓を大きく開ける）やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も有効。

②適度な保湿（湿度40%以上を目安）

●換気しながら加湿を行う。（加湿器を使用）

●こまめな拭き掃除を行う。

（参考）

※2段階換気の例・・・待合室および施術室を暖房し両室間に開放口を作る→待合室の窓を適度に開放し、施術室において換気扇を使用する。

※室温の低下への対応例・・・ベッドに電気毛布等を敷く。

※寒冷な場面における感染防止対策の徹底等について（内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策推進室） <https://www.mhlw.go.jp/content/000695178.pdf>

☆新型コロナウイルス感染防止ガイドライン（第三版）

（公社）日本鍼灸師会危機管理委員会

令和2年11月25日 改訂

《 はじめに 》

令和元年12月に中国湖北省周辺で発生した新型コロナウイルス感染症は全世界的かつ急激な勢いで感染者数が増加し、我が国では4月7日、東京、神奈川、千葉、埼玉、大阪、兵庫、福岡の7都府県に緊急事態宣言が発令され、その後全国へ拡大された。このような状況下で、新型コロナウイルス感染から施術者、スタッフや患者を守るために、以下の感染防止ガイドラインを作成した。

【院内施術の場合】

《 始業前 》

●スタッフの検温、体調チェック（感冒症状の有無など）を行う。

●スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。

●感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。

《 待合室 》

- 受付のカウンター上に待合室と仕切る透明ビニールを垂らすかアクリルのパーティションを置く。
- 鍼灸院入り口に、発熱や咳など感冒症状のある方は施術できない旨掲示し、入室を回避する。
- 必ず予診（検温、体調チェック）を行い、発熱や咳など感冒症状のある患者には施術を行わない。
 - ◎ 解熱剤・総合感冒薬等を服用している場合もあるので留意する。
 - ◎ 新患（日常生活パターンや行動範囲が把握できない患者）の受け入れには特に注意する。
- 予診・問診の際は必ず施術者、患者ともにマスクを着用する。対面で問診等を行う場合は、マスクに加えゴーグルやフェイスガードの使用が望ましい。
- 室内で患者同士が十分な距離（1.8.m以上）を取れるように調節する。（例えば予約制にし、来院時間を調節する等）すなわち複数の患者が同じ空間に一定時間居ることを回避する。
- ※手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者は濃厚接触とみなされる。
- 窓の開放や換気扇を使い、室内の換気を頻繁に行う。
- トイレは感染リスクが比較的高いと考えられるため、使用後には清拭消毒をすることが望ましい。また、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。洗面台にはペーパータオルを設置する。（タオルの共同使用は避ける。）

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましい。
- 一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行わないことが望ましい。行う場合は、施術患者を交替するごとに、手洗いと手指のアルコール消毒を徹底し、施術グローブ使用の場合はその都度交換する。
- 施術後は、リネン（タオル等）の交換を1人ずつ行う。
- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。（最低でも1時間毎）
- 必要なら患者の高頻度接触部位（ベッド等）に清拭による消毒（※）を行う。
 - ※アルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する。
- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。（手洗いは石鹸を使用し、流水で行うことが重要。）

《 終業後 》

- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を行う。
- 待合室内のイス、テーブル、備品、ドアノブ、手すり等の清拭による消毒を行う。
- 治療室内のベッド・器具等の清拭による消毒を行う。
- リネン類・白衣等は毎日交換、洗濯する。
- 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉する。ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、作業後は手洗い、手指消毒を必ず行う。

【往療の場合】

《 始業前 》

- スタッフの検温、体調チェック（感冒症状の有無など）を行う。
- スタッフ同居家族の健康状態を申告してもらう。
- 感冒症状があるスタッフや新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は業務を行わない。
- 事前に患者の健康状態・感冒症状の有無、同居家族の健康状態を把握しておく。
- 感冒症状がある患者や新型コロナウイルス感染症疑いの同居家族がいる場合は訪問しない。
- 訪問前に必ず手洗い、手指消毒を行う。
- その他、施設等の指示に従う。

《 施術中・施術後 》

- マスクは必ず着用する。患者にもマスクを着用させるのが望ましいが、無理はさせない。
- 同一建物など一人の施術者で同時に複数の患者に施術を行う場合は、一施術につき、手洗いと手指のアルコール消毒で次の患者に対応する。施術グローブの使用も視野に入れる。
- 施術後は、リネン（タオル等）の交換を1人ずつ行う。
- 窓の開放や換気扇使用による室内の換気を頻繁に行う。
- 必要なら患者の高頻度接触部位に清拭による消毒を行う。
- 施術前、施術後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- 玄関のドアノブを閉めた後、もう一度手指消毒をおこなう。

《 寒冷地および寒冷地における対策 》

- 機械換気による常時換気を行う。
 - 機械換気が設置されていない場合は、室温が下がらない範囲で常時、窓の開放を行う。（窓を少し開け、室温は18℃以上を目安にする）
 - 連続した部屋等を用いた2段階の換気（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）やHEPAフィルター付きの空気清浄機の使用も有効。
 - 換気しながら適度な加湿（湿度40%以上を目安）を行う。（加湿器使用）
 - こまめな拭き掃除を行う。
- ※2段階換気の例・・・待合室および施術室を暖房し両空間に開放口を作る⇒待合室の窓を適度に開放し、施術室において換気扇を使用する。
- ※室温の低下への対応例・・・ベッドに電気毛布・電気カーペット等を敷く。



★保険部からのお知らせ

日本鍼灸師会健保委員会より次のような連絡が有りました。

10/29「社会保障審議会 医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会」にて、厚労省からの原案通り 12 月 1 日からの新料金が承認されたことは、既報の通りです。

11/25 付で、その関連の通知が発出されましたのでお送りいたします。
施行日はいずれも、令和 2 年 12 月 1 日です。

【支給基準通知】

12 月 1 日からの新料金が記載されています。

【受領委任の取扱い通知】

マッサージの申請書（様式第 6 号の 2）について、変形徒手矯正術がマッサージの加算であることが明確になったことから、書式が一部変更になっています。また、欄外の右上の給付割合の左となりの「0 高外 8」を「0 高外 7」など、これまで読み替えて対応していたところを実態に合わせて変更になっています。

【留意事項通知】

・ 施術報告書の書式で、「施術の内容・頻度」からのところで「施術の頻度」の項目が独立しています。（当面は従来 of 書式でも可ですが、頻度の記載は必須です）

・ 同意書の元号表記で、『療養費の支給基準 令和元年 10 月版』では「令和」は未対応でしたが、対応されています。

なお、政府は行政文書への押印を原則廃止としていることから 10 月 29 日の専門委員会で、当会の中村副会長から療養費支給申請書の押印について、厚労省に対応を求めました。

厚労省からは、「療養費支給申請書は厳密には政府への申請ではなく、現時点で直ちに廃止に向けた作業はしていないが、押印の見直しの議論が行政への申請だけなのか、もっと広がるのかを把握し、状況を踏まえながら検討したい」との返答を頂いています。

押印の件では動きがありましたら、お知らせ致します。

【補足説明】

○受領委任通知にある申請書

マッサージ用の申請書の書式が一部変更になりました。申請書の右上に「様式第 6 号の 2」と記載されています。はりきゅう用は示されていませんが「様式第 6 号」の申請書に 10 ケタの施術管理者の登録記号番号を記載します。

「様式第 0 号」と付いている書式は、他にもありますが、原則は受領委任に参加している保険者に提出するものです。（代理受領の保険者によっては、この書式を認めている場合もあります）

○留意事項通知にある申請書

別添1（別紙4）はりきゅう用、別添2（別紙4）あん摩・マッサージ用この2点は、免許番号を入れることになっており、一般の施術者が使う償還払いや代理受領の保険者向けのものとお考えください。（償還払いの場合は、保険者が独自に用意していることもあります）

しかし、日鍼会を含む4団体の会員は14ケタの施術者登録番号を入れる様式を用いることになっていて、本通知には入っていません。受領委任が始まる前に4団体会員が使用していたもの、また現に代理受領の保険者に使用しているものです。その書式は、『療養費の支給基準 令和元年10月版』の266ページにマッサージ用が323ページにはりきゅう用が掲載されています。

以上は、申請書についての原則です。各鍼灸師会においては、保険者とのやり取りの中で積み上げられてきている内容もあろうかと思いますのでその取扱いはお任せ致します。

今回、あん摩・マッサージ用の申請書は、変形徒手矯正術がマッサージの加算であることが明確になり、一部書式が変わりました。

現行のものをしばらくは取り繕って使用してよい、とのことでした。

12月の申請書から、変形徒手矯正術を含む施術の請求にあたり、マッサージの単価 350円×部位数に変形徒手矯正術の単価 450円×肢数を加算する形で記載をし、変形徒手矯正術の施術部位を摘要欄に記載することで、新書式の内容をカバーできると考えています。

関係書類は別紙添付いたします。



2. 広報・普及部の活動

令和2年度 県民公開講座

日時：令和2年11月22日(日) 13:30～15:40

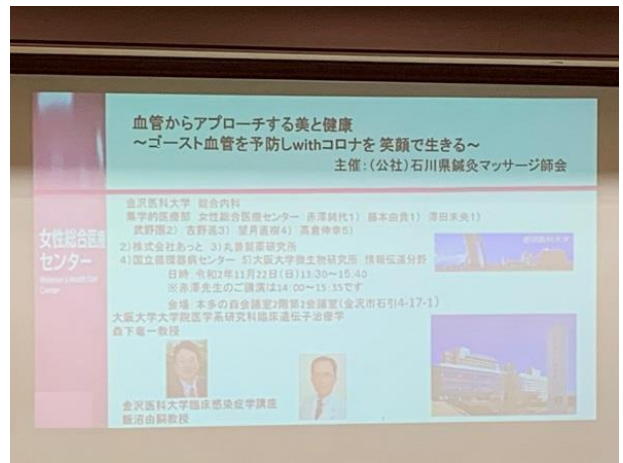
場所：本多の森会議室 2階 第2会議室
題：「血管からアプローチする美と健康
～ゴースト血管を予防し with コロナ時代を笑顔で生きる～」

第1部 鍼灸マッサージミニ講座 (感染症に関して)
第2部 講演会

講師：第1部 田中 良和先生
第2部 赤澤 純代先生
金沢医科大学 総合内科学 准教授
金沢医科大学病院 女性総合医療センターセンター長

本年度も、当師会と、公() 石川県鍼灸マッサージ師会との共催で県民公開講座を行いました。約50名が会場参加、インターネットでのライブ受講者は11名が参加されました。新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し、無事に終わられ、安堵いたしました。ゴースト血管を予防し、このコロナ時代に対応する体づくりについて、詳細に教えていただきました。





あとがき

未だに新型コロナウイルスの収束の目途が立ちませんが、会員一同、新型コロナウイルス感染予防対策をコツコツとしっかり行い、安全で安心な鍼灸医療に努めていきましょ

会報作成にあたり、原稿依頼及び取材に快く応じて下さいました会員の先生方にお礼を申し上げます。

会報に対するご意見、ご感想などございましたら広報部までお寄せ下さい。

今後とも、広報活動に対するご理解とご協力をよろしくお願い致します。

編集部長 富田 あゆみ



発行 公益社団法人 石川県鍼灸師会

会長 定池 寿

〒921-8016 石川県金沢市東力町二177 STビル203

TEL 076-259-0750

FAX 076-259-0751

担当 広報普及部

編集部長 富田 あゆみ

編集委員 定池 寿 ・ 金谷 由久

中村 智彦 ・ 上野 晃一

大内 康弘 ・ 松田 朗